廃止事業情報			備　考
設備撤去日（注４）	年　月　日		
設備廃棄予定日（注５）	年　月　日		
廃止理由			□別紙あり
調達期間終了後の設備の用途	□売電継続	売電先　： 売電開始　：　年　月　日 売電終了　：　年　月　日 発電設備の出力：　kW 売電単価　：　円/kW	
	□自家消費		
	□なし（調達期間終了後廃棄）		
事業廃止後の土地の用途（注６）	□新たな再生可能エネルギー事業の実施 □原状回復（原状における用途：　） □更地化 □その他　（　）		
市場取引等により供給する事業への移行	□　有	移行後設備ＩＤ	
	□　無		

添付書類（注７）	書類の種類	書　類　名	備　考
	①印鑑証明書（注８）		
	②産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（注９）		
	③設備を売却したことを証する書類（注１０）		
	④罹災証明書（注１１）		
	⑤写真（設備の取り外し前・中・後）（注１２）		
	⑥その他（注１３）		

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

（注２）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。

（注３）　届出書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局